岐阜県障害児安全安心対策事業補の手続きについて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 県 | 事業者 |
| R6.9.5  　～  R6.9.30 | ○募集開始 | ○交付申請書（様式）の提出  　・添付書類  ①岐阜県障害児安全安心対策事業補助金所要額調（別紙１）  ②補助事業一覧表（２以上の事業所を申請する場合）  ③岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支予算書（別紙２）  ④見積書、⑤導入する装置・機器のカタログ、  ⑥口座振込先登録依頼書（必要な場合）  ⑦申請時チェックリスト（申請要領別添） |
| R6.9.6 以降 | ○交付決定通知書の送付  ※書類が整い次第、順次交付決定 |  |
| 任意時期 |  | ○事業着手  　・事業内容の変更・中止等がある場合は連絡 |
| 任意時期 |  | ○事業完了  　・適正な管理のため、納入された装置・機器の本体に  「R６年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金にて導入」と  シールの貼付、ペンで書く等により表示すること |
| 任意時期  （導入後、30日以内。遅くともR7.2.28）  ※交付決定を受領する時点で補助事業が完了している場合は、交付決定の日から14日以内に提出してください。 |  | ○実績報告書の提出  　・添付書類  ①岐阜県障害児安全安心対策事業補助金精算書（別紙１）  ②補助事業一覧表（２以上の事業所を申請する場合）  ③岐阜県障害児安全安心対策事業補助金収支決算書  　　④導入実績及び金額の確認できるもの  契約書、納品書、請求書、領収書それぞれの写し  ※契約書がない場合、請書、注文書でも可  　　⑤写真　以下を含む４点以上（紙とデータ）  　　　・装置・機器の本体及び付属品等  　　　・装置・機器に本体に「R６年度岐阜県障害児安全安心対策事業補助金にて導入」と表示した箇所  ・装置・機器を設置した部屋等の全景  ※利用者が写る場合、特定できないように配慮を  ・装置・機器に表示された製品名、型番等とそれが記載された納品書の原本を一緒に一枚の写真に写したもの |
| １週間程度 | ○額の確定通知書の送付 |  |
| 確定後  速やかに  (R7.3.15まで) |  | ○補助金交付請求書の提出 |
| ３月末まで | ○補助金の支払い  　・指定口座へ入金 |  |
| 補助の翌々年度の6/30まで |  | ○消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 |